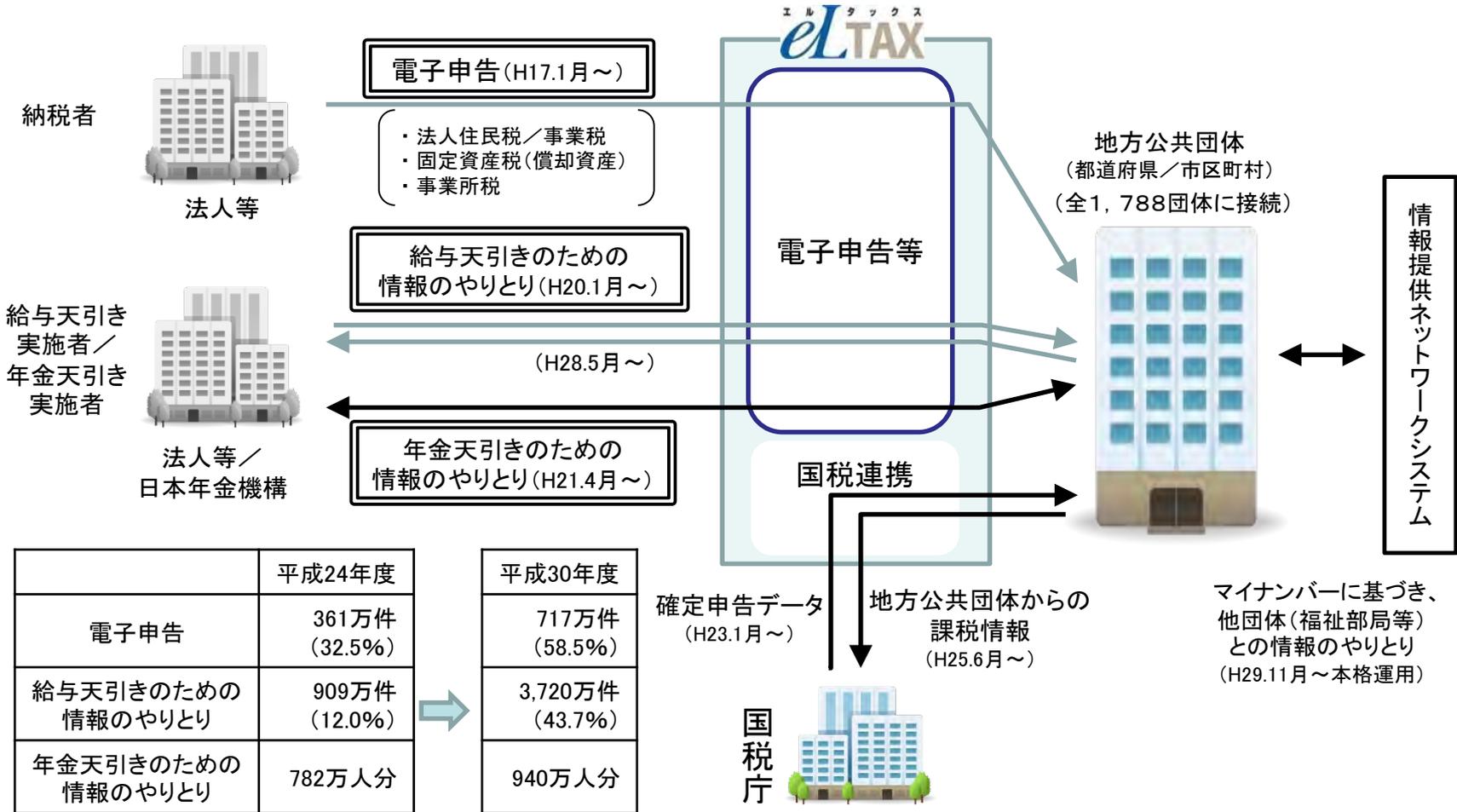


# 地方税システムの標準化について

総務省自治税務局

# 税務手続の標準化の推進

- eLTAXは、納税者の税務手続の標準化につながる「地方税の電子化」を全国統一的に進める基盤として整備が進められ、複数の地方公共団体に電子的な申告を行う法人等を中心に、その利用が拡大されてきている。
- 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方公共団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となっている。



# 地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方公共団体にまたがること、またその従業員が複数の地方公共団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- 令和元年10月からは、eLTAXに地方税共通納税システムが導入され、主として法人が関係する税目※で全ての地方公共団体への電子納税が可能となり、納税者、金融機関及び課税当局の事務負担が大きく軽減されるとともに、納税手続の標準化が進む。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

## 概要

### <企業による納税>

#### ■ 地方法人二税等

申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

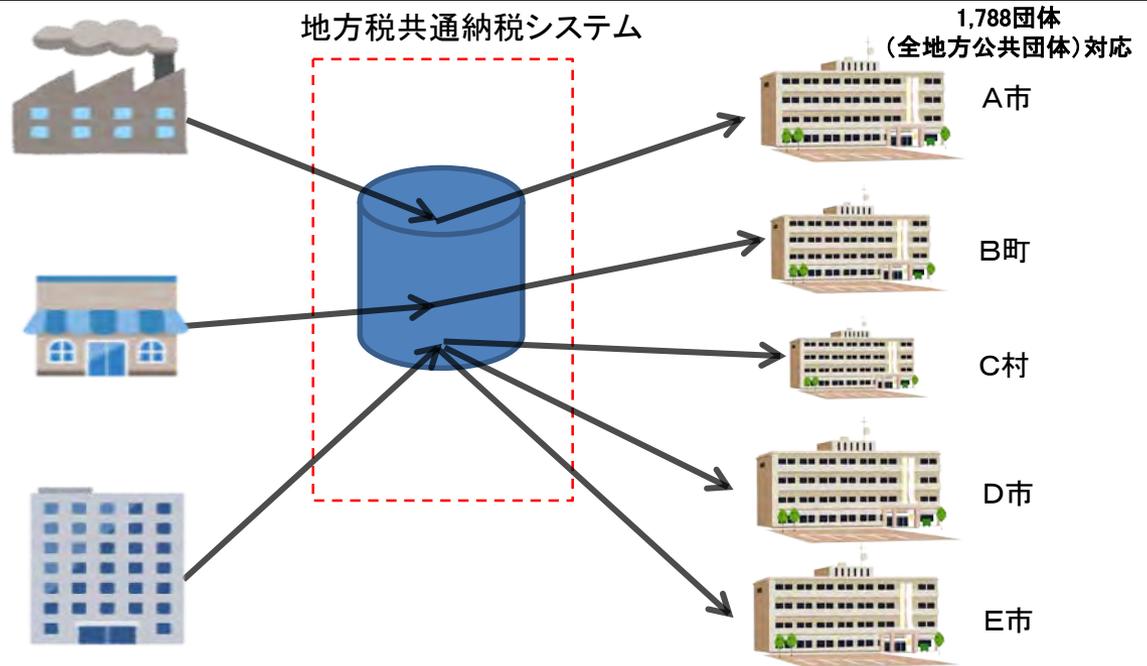
#### ■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,183万人

※支払回数：年12回

#### ■ 事業所税

申告件数：約12万件



# 地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

## 主な導入メリット

### 納税者

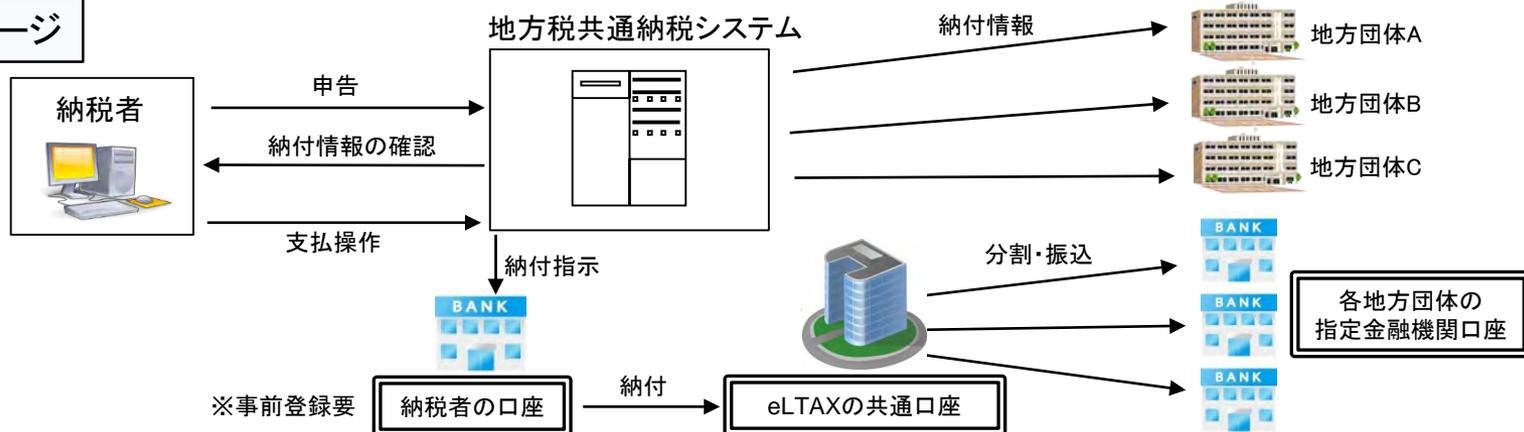
- 対象税目について、令和元年10月から、すべての地方公共団体に対して電子納税可能に。
- 複数の地方公共団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。
- ダイレクト納付※についても、対応。（インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待）
- ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座（納付先地方公共団体の収納代理金融機関等に限らない）から直接納付が可能に。

※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式

### 地方公共団体 及び 指定金融機関・ 収納代理金融 機関

- 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。
- 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。
- 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方公共団体が負担する手数料負担は減少。
- 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

## ダイレクト納付のイメージ



## 税務手続の標準化における今後の課題

- 地方税共通納税システムの利用促進に努めるとともに、今後、当該システムの対象税目拡大等のeLTAXの機能強化を行うことで、更なる税務手続の標準化の推進につなげていくことができるのではないか。

【成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)(抄)】

### 2. フィンテック／金融分野

#### iv) 金・商流連携等に向けたインフラの整備

税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。

－地方税の電子化の推進について、2019年10月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。

## 基幹税務システムの標準化、共同化の取組状況

- 基幹税務システムの標準化、共同化に関しては、人口規模別に、これまで自治体クラウドに取り組む等、業務効率化やシステム運用経費の削減の理由から、一定程度の進展が見られる。

### 指定市の状況

- 指定都市市長会においては、昨年度(平成30年度)から神戸市を中心に、研究会を設置し、税務システムの標準化・共通化の範囲・方向性等について検討中(指定市12市が参加)。今年度は個人住民税、法人住民税を対象としている。

### 中核市の状況

- 岡崎市・豊橋市においては、国保・国民年金、税について、自治体クラウドを導入(税務システムは平成27年1月～)。人口30万人以上の中核市では、全国初の共同利用。
- 前橋市・高崎市・伊勢崎市においては、住民記録・市民税等の35分野について、平成23年から協議を開始し、令和2年1月から共同利用予定。
- 三鷹市・立川市・日野市においては、住民記録・税・保険窓口・福祉などの市民窓口で使用するシステムについて、令和3年度からの共同利用を目指して検討中。

### 一般市以下の状況

- 小規模町村を中心に、単独ではシステムを維持するのにコストがかかるため、自治体クラウドを実施している。

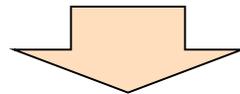
※ 平成30年4月 自治体クラウド(2以上の団体が共同利用する仕組み)導入数:407団体

## 基幹税務システムの標準化の議論

- 全国地方税務協議会においては、2カ年にわたり(平成28・29年度「税務システムの共同化・クラウド化に関する研究会 報告書」)、共同化・クラウド化を進める方策の一つとして、システムの標準仕様書の策定が検討された。
- 当該報告書においては、標準仕様書の策定の意義を認める一方で、税の減免など各団体の判断に委ねられる部分が多いことはもちろん、人口規模ごとに組織が異なることや、多くの帳票で適正な課税を行うために自治体ごとに工夫が施されていること、毎年の税制改正に短期間で対応する必要があること、といった課題も示されている。

(概要)

- システムを標準化するためには、業務の標準化が不可欠であり、自治体間の税務業務の差異の分析が必要。
- 税目によっては、賦課を行うにあたって必要となるデータ(例えば、自動車税であれば、車両番号等)の登録内容や職員体制に応じ承認階層や決定権者が異なる。
- 収納について、税務システムと財務会計システムとの連携や金融機関等とのデータ連携方法などが異なる。
- 徴収について、差押えのタイミングや対象者の絞り込み等に係る滞納整理方針が異なる。
- システムから出力される帳票は700～800種類(都道府県レベルの場合)あるが、その多くは適正な課税を行うことを目的として自治体毎に工夫が施されている。
- 各自治体が独自の取扱いを規定している部分(減免や課税免除等)や税務システムの更改時期が異なる。
- 標準仕様書作成後の課題として、税制改正に伴う改訂や翌4月1日施行分については、4月1日までの短期間に、改訂からシステム改修を行う必要があり、タイト。
- 団体の事務毎に、標準項目と団体独自項目に偏りがあることが判明。人口規模等に留意しながら、さらに税目を拡大して同様の分析を行う必要がある。



- 基幹税務システムの標準化をより効果的なものとするために、地方団体の自主的な取組状況を注視しつつ、ターゲットとする団体規模や税目のある程度絞って検討する必要があると考えている。
- 基幹税務システムの標準化(標準仕様書の作成)について、既に検討が始まっている住民記録システムの標準仕様書の作成状況を踏まえながら、令和2年夏からをメドに議論・検討を開始するべく予算要求を行っている。